

消 防 危 第 170 号
令 和 6 年 5 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う危険物の流出を防止する措置の運用について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第57号）による改正後の危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第13条の2の2及び第21条の3の2に定める危険物の流出を防止する措置について、下記のとおり留意事項をまとめましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

- 1 危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に、危険物の流出防止に有効な溝等を設ける措置に関する事項（規則第13条の2の2第1号）
 - (1) 危険物の取扱方法及び数量を考慮した幅及び深さを有する溝等によって、溝等の外側に危険物が流出しない措置とすること。
 - (2) 溝等は、その上部を車両等が通過する場合、車両等の重量によって変形しない構造とすること。
- 2 危険物を取り扱う設備の架台等に、危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置に関する事項（規則第13条の2の2第2号）

危険物の取扱方法及び数量を考慮した高さ及び容量を有する囲い等によって、囲い等の外側に危険物が流出しない措置とすること。
- 3 その他
令和5年度 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討報告書（P17～P21 参照）
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-136/03/houkokusyo.pdf

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：三宅、渥美、小澤、宇野
TEL : 03-5253-7524
mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp